

封建社会における領主と村落

——中世都市研究の反省——

鯖田豊之

【要約】 これまでの中世都市研究は、多くの場合、中世史の他の分野の研究とあまり関連をもたずに、孤立的にすすめられる傾向があつた。本稿は、かかる欠点を克服するための一試論として、ヨーロッパ中世都市成立の前提となつた、いわゆる「商人定住」なる現象が、どのような領主・村落関係の変動にもとづくかを問題にしたものである。われわれの一応のみとおしは、第一に、「商人定住」現象は、多かれ少かれ、農村における「集村化」現象の一環であり、その進展は本来の中世村落の成立する過程でもあつたこと、第二に、「商人定住」および「集村化」を惹きおこす、かかる農民の広汎な移動が可能になつたのは、当時、それ以前の分散的な荘園支配に重層して、あらたな一元的領域支配圏の確立を目ざす、真の封建領主たるバン領主のいちじるしい擡頭があつたこと、の二点に要約される。こうした二つの変革の基礎に、「中世農業革命」とでも称すべき、生産力の飛躍的發展があつたのももちろんのことである。

一 中世都市研究

わたくしが西洋中世史の研究にたずさわるようになって、はじめ関心をおぼえたのは都市の問題であつた。ヨーロッパの中世都市は、ふつう、わが國や東洋にはみられない、高度の自治権をもつものと

して理解されているが、そのような都市が何ゆえにヨーロッパのみ
にあらわれたか、そのような都市を包摂し得たヨーロッパの封建社
会とは、一体いかなるものであつたか、それがわたくしのそもそも
の疑問であつた。

もちろん、わが國とヨーロッパとの学問的伝統の相違から、ヨ

ロッパの中世都市の自由が不当に強調され、わが国の都市のそれが不当に無視されてきたことも見逃せない。ヨーロッパ中世都市の自由の象徴の一つである都市裁判権にしても、実際問題として、都市に国家であつたイタリアを別とすれば、いわゆる刑事事件に対しては、その独立性はかなり大幅に制限されていたとしなければならぬ。それにしても、ヨーロッパの中世都市の方が、わが国のそれよりもはるかに大きな自由を享受したであろうことは、現存する当時の都市法条文からあきらかである。従つて、ヨーロッパの場合、なぜそうなつたかの疑問は、依然としてこのことになる。

このような疑問に対する解答が、今日まで何ら用意されてないといふのではない。なかでも、「何ゆえに西ヨーロッパにおいてのみ資本主義が発達しえたか」の問題から出発して、広いバースペクティブから中世都市における「市民意識」形成の意義を論じた、マックス・ウェーバー Max Weber の所論には傾聴すべき点が多い。ウェーバーの説明は、要約すれば、つぎようになる。ひと口に中世都市といつても、ほぼアルプスを境として、南、北の二つのタイプがある。近代資本主義につながる市民意識の形成が、純粹な形ですすめられたのは、そのうちでも、アルプス以北の都市の場合である。中世の北欧都市は、古代都市や中世南欧都市と異なつて、商業的生産者としての関心に支えられた組織体であり、その構成員た

る市民は、すべて、原則として商工業者である。ここでは、都市の成立は、商工業者たる市民全体の自由のための誓約団体の結成としてあらわれる。中世北欧都市において市民意識の形成が順調にすすんだのは、要するに、商工業者を主体とする市民層が、このようにして、都市壁外の封建的階層秩序とすべく対立する、近代的な同質社会の原理を都市壁内に確立したからである。^①

ところで、このようなウェーバーの社会学的類型論からのアプローチが、ヨーロッパ中世都市の比類のない特色をあざやかに浮き彫りするものであるにしても、ヨーロッパの商工業者のみが、何ゆえに市民的自由を確立しえたかは、あらためて歴史学の分野において論じられなければならない。この点で注目されるのは、ジークフリート・リーチェル Siegfried Ritschel、アンリ・ゴレンヌ Henri Pirenne、ハンス・プラニーニッツ Hans Planitz などによつて主張された、いわゆる商人定住説である。リーチェルの場合は若干ニエアンスを異にするが、商人定住説というのは、一口にいえば、十一世紀以降、農民の次、三男、浮浪人といった冒険好きの「がさつな連中」から成る遍歴商人が、遠隔地商業を目的として、王宮、教会、修道院、諸侯居城などの所在地であるキウウィタース civitas やカストゥルム Castrum に接続する、サブウルビウム suburbium、ポルトゥス portus、ウィークス vicus などに定住するようになり、

彼らが中心となつて、のちに、都市の自由が確立されたといふのである。とくに、ブラーニッツの場合は、これらの新興商人層が、キーウィターヌやカストゥルムの領主に対抗して、手工業者との間に連合戦線を形成し、商工業市民全体を打つて一丸とする、自由のための誓約団体を結成する過程が、ヴィヴィッドに描かれている。従つて、商人定住説、とくにミッターイス Henrich Meiers による激賞のまとなつたブラーニッツのそれは、ウェーバーのあざやかな見とおしに、歴史的なゆたかな肉付けを与えるものであるといへよう。

けれども、ヨーロッパの封建社会においてのみ、何ゆえに都市の自由が確立したか、われわれのはじめの問題に立ち返るとき、商人定住説は必ずしも十分な解答を与えることはできない。ヨーロッパ中世都市の特異な発展の出発点が、十、十一世紀における遠隔地商人の定住にあることは一応みとめられても、かかる一部の人口の一定地点への集中という現象が、当時のヨーロッパ社会において、いかにして可能になつたかが、商人定住説からはあきらかとならない。ピレンヌは、この場合、十、十一世紀における一般的な人口増加を推定しているが、一般的な人口増加が、なぜ、遠隔地商人の集住という現象を惹き起したのか、具体的転機については十分な説明を与えていない。

商人定住説のこのような欠点は、実は、都市の自由を強調するあまり、都市と農村のコントラストに眼をうばわれて、従来の都市研究——とくに中世都市のはなばなしい歴史をもつドイツにおけるそれ——が、農村を全く度外視する傾向のあつたことにもとづくものである。ひと口に中世都市といつても、なかには、人口数百にしかすぎない過小都市も多数存在して居り、かなり規模の大きい都市でも、都市域内に畑地、ぶどう園、採草地などをふくむことが稀でない以上、われわれは、都市と農村の相違をあまりに誇大に考えることはできない。というよりも、マルク・ブロック Marc Bloch の指摘

するように、ある意味では、都市の動きも農村の動きも、同一の平面でとらえなければならぬ^①。従つて、商人定住説の主張する、歴史のある一定時点における、遠隔地商人の一定地点への集中という現象も、それが、その当時の農村におけるいかなる変化を前提したものであるか、あらためて農村史に視野を拡大する必要がある。ただし、農村におけるなんらかの重大な変化を予想してはじめて、商人定住説の強調する現象も、十分に説明されることになるからである。ただ、ここで注意しなければならないのは、「農村史への視野の拡大」といつても、従来の農村史の成果を安易に援用して、それでもつて、商人定住説の可否をわきつてはならないということである。K・S・バーダー Badier は、ドイツの学界における農村研

究の都市研究に対する立ちおくれを指摘し、その主要な原因の一つとして、都市に関する史料がよく整備されていることを挙げている^⑥が、そうであるとすれば、なおさら、乏しい史料からえられた結論を、それが農村史に関するものであり、従つて基本的であるといつた奇妙なロジックから、万能の刃のようにふりまわすことはつじまなければならぬ。われわれの「農村史への視野の拡大」は、むしろ、商人定住説が、予想される農村社会の変化を十分に説明しうるものであるかどうか、都市研究を今後の農村研究のなかに生かす方向ですすめられることとなる。

④ Max Weber, *Die Stadt, eine soziologische Untersuchung, Wirtschaft und Gesellschaft 2*, Tübingen, 1925.

増田四郎『西欧市民意識の形成』（昭二四、春秋社）、会田雄次「ヨーロッパ中世都市」『史料』四一の六）、鯖田豊之「ヨーロッパ封建都市」（昭三二、創元社）

⑤ Siegfried Rietschel, *Markt und Stadt in ihrem rechtlichen Verhältnis*, Leipzig, 1897; Henri Pirenne, *Medieval Cities, Princeton*, 1934（今米陸郎訳『西洋中世都市発達史』昭一八、白楊社） Hans Planitz, *Kaufmannsgilde und städtische Eidgeossenschaft in niederfränkischen Städten im 11. und 12. Jahrhundert*, ZSRG. GA. 60, 1940（鯖田豊之訳『中世都市成立論』昭三四、未来社）。

⑥ Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*, München

& Berlin, 1949, S. 124（世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』昭二九、創文社二九八頁）。

④ 会田前掲論文。

⑤ 鈴木成高『封建社会の研究』（昭二三、弘文堂）、鯖田前掲書。当時の都市法条文をみればわかる。

⑦ Marc Bloch, *Des caractères originaux de l'histoire rurale française*, Paris, 1931, p. 176-179.（河野健二ほか訳『フランス農村史の基本的性格』昭三三、創文社二三八頁以下）参照。

⑧ Karl Siegfried Bader, *Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich*, Weimar, 1957, S. 2-4.

二 中世村落研究

十、十一世紀における遠隔地商人の一定地点への集中という現象が、当時の農村におけるいかなる変化を前提としたものであるか、農村史に視野を拡大した上で、商人定住説を検討してみると、まずわれわれが予想できるのは、この場合の遠隔地商人は、もともと集住地点周辺の農村の出身であり、遠隔地商人の集中といつても、その実態は、多くは、一定領域内の農民の一部がキークウィータスないはカストゥルムへ移住したことでないかとの疑問である。ケルンの古い時代の都市貴族、氏名を検討したブラーニッツは、彼らが遠隔地の出身であることに注目して、相当遠距離にわたる人口の移動を考えているようであるが、そういうことがありうるのは当然と

しても、上述のような過小都市の存在や都市の農業的色彩を考慮に入れると、人口集中の主流は、農村から将来の都市に向う比較的近距離の移住であつたと想像せざるを得ない。事実、若干の地域の研究では、都市市民のみなもとが、周辺地域の農民であつたことを示すものも多い。^①

そうすると、こうした農村から都市への人口移動が、十、十一世紀という特定時期になぜ起つたか、この時期における農村の側のどのような変化が、かかる移動を可能ならしめたかが、さしあたり、われわれの直面する問題になる。

この点に関する重要な手がかりの一つは、最近ドイツの村落史学界においてはなばなしくとり上げられ、わが国には主として増田四郎教授によつて紹介されている、いわゆる「集村化」の問題である。^②今、その論議の詳細に触れることはできないが、「集村化」とは、要するに、中世村落の原初性、ゲルマン民族の原初的村落定住を否定して、原初村落をヴァイラー *Waller* 形式の「小村」であると想定した場合、かかる小村の若干があつまつて、一つの中世村落を形成する過程において生起する、一種の集住現象をさすものである。増田教授の研究は、主として、ヴァルター・ヴェーク *Walter Veock* のヴェルテンベルク全域に関する古い行列塚式墓地 *Reihengräber-friedhof*^③ の研究と、ヘルマン・シュートル *Hermann Stoll* のチャー

ピングエン近郊ハイルフインゲン *Hailfingen* 村の墓地研究^④に依拠しているが、増田教授は、ハイルフインゲン村の場合、六世紀後半に四ホーフであつたのが、七世紀前半に六ホーフ、七世紀末に一六ホーフに増加したこと、中世村落の規模が一般に二〇ホーフ内外であつたことから、西南ドイツにおける集村化の時期を七、八世紀と想定し、集村化の前提として、同時期における人口増加や三圃制農法の導入を考えている。

もちろん、このような七、八世紀集村化説は、そのままの形では、十、十一世紀の遠隔地商人の定住現象を問題にするわれわれにとつて、何ら手がかりとなるものではない。それどころか、もしも、七、八世紀に集村化した村落が前提となつて、のちに中世都市が成立したということにでもなれば、都市成立の条件として商人定住を考へること自体が、どれほどの意味をもつか、きわめてあぶないものにもなりかねない。^⑤

けれども、たとえ、ハイルフインゲン村の集村化が、七、八世紀であることがたしかであつたにしても、それですべてを律することはできない。同じ西南ドイツについてすら、K・S・バーダーのよう^⑥に、中世高くないしは後期に集村化の時点を求める学者もいる。集村の成立と期的にはほぼ平行して導入されたと考えられる、三圃制農法についても同様である。一般に荘園制がほとんど完全に貫徹

したといわれている、九世紀のサン・ジュルマン・デ・プレ Saint-Germain-des-Près 修道院の所領についてすら、三圃制農法が、きわめて限定された形でしか、普及していないのは周知のとおりである。^④三圃制農法の起源を問題にすれば、この修道院領の多く存在する北フランスよりも、西南ドイツの方がはやくとしても、普及度ともなれば、西南ドイツの場合でも、七、八世紀にどのくらいのウエイトをかけ得るか、性急な断定はできない。従つて、中世村落の原初性、ゲルマン民族の原初的村落定住の否定の点で、大きな成果を挙げた七、八世紀集村化説も、具体的な集村化の時期については、その中心となる考古学的研究方法の限界とも相俟つて、多くの疑問をのこしているといわなければならない。^⑤

このように考えると、農村史に視野を拡大した上で、商人定住説を検討するというわれわれの視角からは、当然、七、八世紀集村化説の主張するような集村化現象が一般的になるのは、商人定住のさかんとなる十、十一世紀のことであり、遠隔地商人の一定地点への集中という現象は、ひろく、当時の農村を席捲した集村化現象の一環にすぎないのではないか、との予想がうまれてくる。もしも、この予想が可能であるとすれば、実証のきわめて困難な人口増加をわざわざ引き合いに出さなくても、商人定住の前提となる人口移動ないしは人口移動の可能性も、集村化にともなう普遍的現象として、

容易に想定できるからである。

もちろん、こうした予想が現実のものとなるためには、ある特定都市の成立の前提となる商人定住が、かならず、周辺地域における集村化の一環としてすすめられていることを、具体的に実証しなければならぬ。残念ながら、今日までのところ、フランドル地方やライン、セーナ流域のような、著名な都市の発展した地域については、このような研究は皆無といつてよい。ただ、この点についての重要な出発点をなすものとして、われわれは、十、十一世紀のマーロン地方 Maconnais に関する、ジュールジュ・ド・ビイ Georges Duby の研究に注目しなければならない。

マーロン地方というのは、リヨンの北方のソーヌ河流域のことで、都市としては比較的規模の小さい、マーコン、クリュニー、トゥールニュエなどを数えるにすぎないが、有名なクリュニー修道院の本拠のあつた関係で、都市、農村の別をとわず、当面のわれわれの対象となる、十、十一世紀の史料にはめぐまれている。ド・ビイの研究は、もともと、この地方の社会を包括的に分析して居り、必ずしも、われわれと同じ視角に立つものではないが、マーコンとクリュニーに関する実証を通じて得られた、彼の商人定住説に対する見解は、一口にいえば、少くともマーコン地方においては、大半の都市住民が近隣農村からの移住民であつたという点にある。このこと自

体はあえて異とするにもあたらないが、重要なのは、こうした農村からの移住がなぜ特定の時期に起つたかの問題である。この点について、ドゥビイは、都市の成立とは一応別箇に、村落共同体の発展を追求した結果、もともと、この地域の集落単位はアモー hameau (小村) であつたこと、十一世紀前後を境として、教区教会の存在する特定アモーに対する、隣接の若干アモーからの移住が激化し、瘠村化するアモーもみられること、かかる集村化のあるていどの進行を前提して、村民の森林、牧草地などの共同利用といつた、いわゆる村落共同体特有の現象が、教区教会所在アモーを中心として若干の周辺アモーをふくむ範囲内に、はじめて定着したことなど、興味のある事実を、主としてクリュニー文書から掘り出している^⑩。従つて、ドゥビイの研究をわれわれの立場から再編成してみると、未来の都市に対する商人定住は、周辺地域の集村化現象の一環ではなかつたか、とのわれわれの予想は、少くともアモー地方においては、当然うらがきされることになる。

そうすると、西南ドイツの場合、集村化と平行してすすめられたと考えられている、三圃制農法の導入が、アモー地方の場合、どうであつたかが問題になるが、この点についてのドゥビイの主張は、それほど積極的ではない。一部——とくに領主直営地——で、当時、三圃制農法がおこなわれていたことはたしかであるが、残念なこと

には、アモー地方の場合、もつとも重大な時期である十一、十二、十三世紀については、村落形態の発展を史料的に辿ることができないからである^⑪。ただ、このことに関連して見逃せないのは、アモー段階のアモー地方をとりあつたアンドレ・デレーージュ André Delage の研究によれば、アモーを構成する若干の農家は決して相互に隣接してはなかつたわけではなく、各農家の住居は、菜園のほか、畑地、ぶどう園などによつて、相互にへだてられていたこと、外部の分散地の場合には、同一耕区内に畑地片やぶどう園片などの混在する例がかなり見られることなど、集村化以前の段階には、いわゆる耕作強制を伴う三圃制農法の普及をさまざまに条件が、根づよく存在しているという事実である。従つて、一応の推論がゆるされるところならば、かつての住居あとに畑地やぶどう園をつくり、かつての畑地やぶどう園のうえに住居をたてる集村化の進行は、おそらくは、あるていどの耕地整理を随伴することによつて、当時としてはよりすすんだ農法である三圃制を、あらたに導入する態勢をつくりあげたのではないか、という結論になる。いいかえれば、三圃制農法に象徴されるあたらしい生産力の発展が、究極的には、集村化をおしすすめた契機であり、そうであるからこそ、集村化の過程において、一部の人口が都市に集中して、農工の分離をすすめることも可能になつたのではないか、ということになる。この点、ドゥビイ

が、別のところで、一般論として、九五〇——一〇五〇年の時期を十八世紀の農業革命にも比定される中世農業革命期としてとらえ、すすんだ農業技術の普及が人口の都市集中をうながしたとしているのは、きわめて興味深い^⑧。

このように考えてみると、少くともマーコン地方については、農村史に視野を拡大したうえで商人定住説を検討するというわれわれの課題は、「十、十一世紀における農業生産力の向上——アモー単位の古い農村構成の動揺——教区教会所在アモーへの人口集中——」——未来の都市への人口集中」という形で、一応解決されることとなり、本来の村落共同体の成立する過程が、同時に都市共同体の成立する過程でもあつたという意味で、商人定住説は、次元を変えて、農村研究のなかにも生きのびることになる。けれども、全ヨーロッパ的規模で同じようなことがいえるか、ということになると、問題は別である。集村化といつても、マーコン地方の場合は、それほど完全なものではない。フランス西部のブルターニュ地方にくらべれば、はるかに集村度がたかいたといふものの、十三世紀以降になつて開墾の結果増加するアモーやエカール、e. cant.（孤立住居）を別としても、集村化はあくまでもあるていどであり、村落は、中心になる教区教会所在アモー（*bourg*）のほか、若干の完全には消滅しない周辺アモーをふくむのがふつうであつた。従つて、集村度がそ

れほどたかくなく、それゆえに、おそらくはマーコン地方と似たような発展の予想される、フランス地方を別とすれば、一般に集村地帯といわれ、しかも、かなりの中世都市の繁栄の見られた、ロアル河以北のフランスにおいても、都市成立の前提となる商人定住が、果して、集村化の一環としてすすめられているかどうか、あらためて検討しなければならぬ。西南ドイツをもふくめたドイツの集村地帯についても、同じようなことがいえる。

残念ながら、今日の学問段階においては、この点に関する究明は、一応は、絶望的というほかはない。フランスの場合であれば、とくに集村地帯については、集落形態の研究が学問的興味の対象とならないという関係からか、現在のところでは、商人定住を集村化現象の一環としてとらえるどころか、集村に先行するアモー段階を想定すること自体についてさえ、満足すべき研究はほとんど無いといつてもよい^⑨。この場合、史料の存在態様が、いちじるしくこうした方面の研究を阻害しているのはもちろんである。歴史のある一定時点に集村化現象を措定するためには、それぞれの時期について、ある特定の集落がアモーであるか集村であるかを決定する必要があるが、このことは史料に出てくる集落を示す言葉からは判断できない。どちらともウィラ、*villa* である^⑩。マーコン地方の場合は、たまたま、農民経営が必ずしもマンスの概念で包摂されず、住居、菜園、畑地、

ぶどう園、採草地などが別々に出てくることが多い関係上、上述の
 デレアーシュのようなアモー段階の研究も可能であつたし、また、
 ドゥビイの利用したような、直接に集村化現象の存在を示す史料が
 あつたわけであるが、このことは、一般に、他の地方について期待
 できることではない。集村化現象に注目した点では大きな功績を挙げ
 けた西南ドイツに関する研究が、上述のように主として考古学的方
 法によつて行つているのは、こうした史料制約を克服するためであつた
 といえる。ただ、考古学的研究方法から得られた七、八世紀集村化
 説には、時期の点でいろいろの疑問点のあることは、すでに述べた
 とおりである。

従つて、われわれとしては、さしあたり、ごく大雑づばな見とお
 しをたてるだけで満足しなればならないが、わたくしは、やはり、
 若干の時期やていどのずれはあるにしても、集村化は、ドイツとフ
 ランスをふくめた上での普遍的現象であり、マーン地方について
 得られた結論、商人定住は集村化現象の一環であるという結論は、
 あるていど他地方にも妥当するものと考えたい。この点で、わたく
 しは、地理学者のエチエンヌ・ジュイブール Etienne Juillard が、
 いわゆる集村地帯である北部および東部マーンズにおいて、農村
 制度が確立するのは十一—十三世紀のことであり、その間において、
 しばしば、かつての多数の小集落の集中、つまりあるていどの集村

化がみられると推定していることに賛意を表したい。ドゥビイの
 ⑤
 うち中世農業革命が集村化と平行したものであつたこと、集村化の一
 環が商人定住であつたことは、少くとも見とおしとしては、一般化
 してもよいはずである。都市研究の面ではほとんど定説化してい
 る商人定住説は、今後、こうした方向で、多くの寄与すべきものを持
 つてはあざるまいか。

- ① Hans Planitz, Zur Geschichte des städtischen Meliorats,
 ZSRG. GA. 67, 1950, S. 159~161.
- ② Georges Duby, La société aux XI^e et XII^e siècles dans
 la région mâconnaise, Paris, 1953, p. 340~341; Ch. Higou-
 nnet, Mouvement de population dans le Midi de France,
 Annales, 1953, など。その他、成立後の都市に対する近隣農村
 からの移住の多きことは常識である(たとえば、Karl Bucher,
 Die soziale Gliederung einer mittelalterlichen Stadt,
 Entstehung der Volkswirtschaft, Tübingen, 1922)
- ③ 増田四郎『西洋封建社会成立期の研究』(昭三四、岩波書店)、
 とくに第五、第六論文。
- ④ Walther Veeck, Die Alamannen in Württemberg, Berlin
 u. Leipzig, 1931.
- ⑤ Hermann Stoll, Die Alamannengraber von Hallfingen in
 Württemberg, Berlin, 1939.
- ⑥ 増田前掲書一五二頁参照。
- ⑦ K. S. Bader, Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und

Rechtsbereich, Weimar, 1957, S. 32, 36, 93 sq., 103.

⑧ Marc Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, Supplément par Robert Dauvergne, Paris, 1956, p. 33.

⑨ そのほか、考古学的方法の限界として、モカールの農民も、死ねば共同墓地に葬られることを考えなければならぬ。(Déleage, op. cit., p. 102)。墓地と集落は必ずしも結びつかない。

⑩ Duby, op. cit.

⑪ 21～22, p. 281～288. なお、ブロン地方では、かかる集村化の直接の契機として、神の平和運動を考へることが出来る。鮎田豊之「神の平和運動・領主・村落共同体——ブロン地方の場合——」(『西洋史学』41)参照。英文ロンドンでドゥビイ教授に見てもらったところ、同意見であった。

⑫ ドゥビイ教授の教示による。

⑬ André Déleage, *La vie rurale en Bourgogne, Maçon, 1942* ~ 1943, p. 281～285, p. 294～295. この研究は、ブロン村に全体の研究であるが、該当箇所は、ブロン地方に関するものである。

⑭ Duby, op. cit., p. 285 n. 2, p. 310 n. 2. この点については、詳細は、近く刊行を予定されている『清水盛光編』『封建共同体の研究』に収録される。鮎田豊之「フランス封建社会の発展と村落共同体——ブロンの場合——」参照。

⑮ Georges Duby, *La révolution agricole médiévale* (Process-

verbaux du cercle d'études géographiques de Lyon, N 22) の中で主張される中世農業革命の内容は、主として技術上の問題であり、集村化の内容は、ほとんど触れられていない。なお、この論議の概要は、G. Duby et R. Mandrou, *Histoire de la civilisation française*, Paris, 1958, I のなかでも述べられてゐる。

⑯ われわれの視角からは若干は異なるが、A. Verhulst, *Différents types de structure domaniale et agraire*, *Annales*, 1956 44, ブロン地方との対比の上で、マンヌル地方の発展を述べている。

⑰ ドゥビイ教授の教示による。なお、ローマ時代の集落形態がブロンもしくはモカールであったことは、一般に認められているようである (Cf. Déleage, op. cit., p. 105) が、以後の発展はよく分らない。

⑱ ヴィラには、このほか、荘園の意味もあり、史料を利用する場合、それぞれの箇所は、ヴィラが何を意味しているか、実態を究明する必要がある。

⑲ Etienne Juillard, *La carte des communes*, III. *La France du Nord et de l'Est*, *Annales*, 1958, p. 457. これは見と衆しだけで、史料の根拠は挙げられていない。

⑳ ドゥビイ教授は、註⑭に書いておいたように、中世農業革命と集村化を直接には結びつけない。しかし、これは、史料的に実証することが困難だからであつて、見とおしとしては、ドゥビイ教授もまた、集村化と農業生産力の向上を関係づける方向で、

現在、研究をすすめているとのことである。なお、バーダー教授も、活潑な交換経済の存在するところでは、集村化がはやいところ (Op. cit., S. 36)。

三 中世領主研究

農村史に視野を拡大した上で商人定住説を検討するというわれわれの課題は、以上において、一応のごく大ざつばな見とおしとして、商人定住といつても、必ずしも遠隔地からの移住が主流でなく、近隣農村からの移民が多かつたこと、商人定住は当時の社会における孤立的現象でなく、集村化という農村社会全般の大変動の一環としてすすめられたこと、集村化をおしすすめる前提条件は、三圃制農法の普及をはじめとする中世農業革命であつたこと、それゆえに、商人定住もまた、究極的には農業生産力の向上にもとづくこと、などをあきらかにしてきた。従つて、都市共同体の成立する過程は、同時に本来の村落共同体の成立する過程でもあつたということになるが、つぎのわれわれの問題は、こうした一般的な変動に対応する領主権力が、いかなる性格をもつものであつたか、領主層といわれるものが、このような集村化ないしは商人定住という現象に対して、どのようなかかわりあいをもつたか、に向けられることになる。ただし、常識的に理解されているかぎりでは、自治権獲得後は別として、農民は一般に移動の自由をもたなかつたはずであり、彼らが集

村や都市に移住するためには、当然、何らかの領主の側のイニシアティブが予想されるからである。^①

この点についてもまた、商人定住を集村化の一環としてとらえるわれわれの見とおしが、主としてマーコン地方によつている以上、マーコン地方における領主権力の在り方を出発点として、われわれの見とおしをたてる方向にすまなければならぬ。先ず、集村直前のアモー段階の領主の性格が問題になるが、これはごく大ざつばにいつて、マーコン地方の場合でも、ふつうの荘園領主と考えてよい。領主・農民関係は農民の土地保有を媒介として成立し、領主直営地の経営が保有農民の賦役よりも、領主専属の家内奴隸によることが多い点で若干特色があるものの、保有農民は貢租の義務を負つたほか、無償もしくは有償で、領主所有の森林、牧草地の用益権をもつていた。従つて、領主の荘園が必ずしもアモー全体におよぶとはかぎらず、同一アモーに居住する農民でも、自由農民であつたり、他領主の保有農民であつたりした場合は、当該領主の森林、牧草地の使用も許されず、領主の荘園支配は、アモーという集落形態とは別箇の次元において存在していた。ただ、この場合、自由農民といつても、いわゆる自作農のような存在でなく、彼ら自身、家内奴隸もしくは保有農民を所有する、いしかえれば、小荘園を所有する、小領主的存在であつたことを見逃せない。いわば、アモー段階にお

ける領主権力の特質は、マーコン地方においては、こうした自由農民層をもふくめて、大、中、小の荘園を散在的に所有する領主層が、アモーとは直接のかわりあいなしに存在していたこと、しかも、彼らが一応平等の立場にたつていたことにあるとしなければならぬ^②。この場合、マーコン伯のような大荘園領主といえども、カロリング国家の官職にとまなう権勢を別とすれば、それほど群を抜いた存在でないことは、容易に予想されるところである。

こうしたアモー段階における領主権力の形式的平等性が、それを維持していたカロリング権力の後退とともに、大きく動揺するのは当然であるが、その間における政治的変革の具体的経過はさておき、ごく大ざっぱにいつて、かかる動揺はいわゆる領主層の分解とでもいべき現象を惹き起し、若干の有力な荘園領主に、自由農民をもふくめた他の領主層に優先した権力を与えるものであつた。その結果、マーコン伯、マーコン司教、クリュニー修道院、トゥールニー修道院、ブランシオン城主、ヌクセル城主などのこれらの有力な領主たちは、自由農民はもちろんのこと、他領主支配下の保有農民に対して、必ずしも土地保有によつて媒介されない、いわゆるバン支配権を行使することになる。この荘園支配権とは区別された意味でのバン支配権の起源、性格については、いろいろな問題があるが、われわれにとつて重要なのは、かかるバン支配権の発展が、出

発点となつた荘園支配権に必ずしも密着したものでなく、それとは一応別箇に、多少とも、一円的領域支配圏を確立する方向においてすすめられたという事実である。たとえば、クリュニー修道院のバン支配権は、他領主の荘園支配権の上に重層的に形成されたかもしれないが、その支配領域は、他方、必ずしも修道院自体の所有するすべての荘園におよぶものではない。クリュニー修道院のバン支配権にもとづく領域支配圏は、せいぜい、修道院近郊の修道院荘園および他領主の荘園をふくむだけで、遠隔地に散在する修道院荘園に対しては、あるいはヌクセル城主、あるいはブランシオン城主のバン支配権が重層的に成立している。そのほかのバン支配権をもつ領主、つまりバン領主の領域支配圏についても、同じような一円性がみとめられる^③。そうすると、農民の立場からすれば、名目はともかく、實質的には、多くの場合、旧来の荘園領主の支配のほかに、あらたにバン領主の支配を受けることになり、かかる農民の二重負担がいかにして可能になつたかが問題になるが、この点で、われわれは、ときには他領主の荘園支配権にあるていどの規制を加え得る、バン領主支配の一円的領域性こそ、われわれの見とおしては、中世農業革命の集約的表現たる集村化をおしすすめる、重要な前提条件の一つであつたと考えたい。いいかえれば、われわれは、バン領主権が旧来の荘園領主権の上に重層的に成立し得たのは、それが、集村化を

おしすめる前提条件たる、領域的統一性を確立することによつて、あたらしい生産力向上の成果を手中に収める態勢をきついたのであると考へたい。集村化の具体的過程において、どのていどまで、バン領主の直接的干渉がおこなわれたかを明らかにすることは困難ではあるが、バン領主、荘園領主をふくめて、ひろく領主権力一般が動揺していた当時のマーン地方社会において、農民の移動性があるていどたかまるのは当然でもある^④。そして、この場合、ときには実質的に領主の選択権をもつことも不可能でないこれらの農民が、クリュニー修道院長ピエール・ヴェネラブル *Pierre Vénéable* のような、生産力の向上に熱意を有するバン領主のもとに、集中的に移住することは、充分にあり得ることである。十二世紀のバン領主の領域支配圏が、マーン地方では、集村化をあるていど完了した村落単位に、数ヶ村、数十ヶ村という形で確立している^⑤のは、要するに、こうした農民層の動きを背景として、バン領主の手で集村化をおしすめた結果であると考えても、決してあやまりではないであらう。

このように考えてみると、商人定住が集村化現象の一環であるとするわれわれの見とおしは、少くともマーン地方の場合、バン領主の登場に視点をみると、容易に説明可能となる。起源の問題はさしておき、バン領主権の確立をめぐる領主相互の対立抗争において、

終局的な勝利者として立ちあらわれるのは、あきらかに、「農村領主権 *seigneuries rurales*」でなく、「街道・都市領主権 *seigneuries routières et urbaines*」である^⑥。従つて、集村化をめぐる農民層の移動が、「街道・都市」を制するバン領主の保護を求めて、未来の都市に向つたとしても、何ら不思議ではない。のちの都市自治権の確立も、都市市民の側の意識の昂揚はさりながら、マーン市内におけるバン領主権が、終局的には、マーン司教でなくマーン伯に帰結した^⑦ことから知られるように、都市におけるバン領主権の確立につづくものであり、都市成立の前提となる商人定住も、その実体は、「街道・都市領主権」のもとにすめられる、広義の集村化であつたと解することができる。

以上において、われわれは、集村化およびその一環としての商人定住なる現象が、マーン地方の場合、バン領主の擡頭およびバン領主による一円的領域支配圏の確立という、領主権力一般の大きな変動にかかわりあつていてのを見たわけであるが、われわれのつぎの問題は、かかるマーン地方から得られた知見が、全ヨーロッパ的な見とおしとして成り立ち得るかどうかである。もちろん、集村化現象自体の研究が、第二節で触れたように、ロアール河以北のいわゆる典型的な集村地帯ではいちじるしくおくれ、この方面では多少とも進歩のあとのみられる西南ドイツの場合すら、考古学的研

究方法にたよらざるを得ない学界の現状において、われわれが、ただちに、集村化現象との関連のもとに、全ヨーロッパ的な領主権力の変動のあとを辿ることは、少くとも今のところ不可能というほかはない。ただ、集村化現象との関連を一応除外して、十、十一世紀における領主権力一般の変動それ自体に眼を向けてみると、木村尚三郎氏によつてすでに紹介されているように、最近のフランスの学界では、ドュビイのほか、多くの学者が、多少のニュアンスの相違はあれ、この時期におけるバン領主の擡頭を重視し、バン領主こそ本来の封建領主であるとして、フランス王権の伸張過程をバン領主の一円的領域支配圏の統合としてとらえる傾向のあることを、ここで見逃せない。今、その詳細に立ち入る余裕はないので、木村氏の整理に従つて要約してみると、カロリガ権力解体後のフランスにおいては、いわゆる封建的アナルシーがもつともグルーミーな様相を示したと、その間において、有力な荘園領主は各自の城シヤイトに拠つて自立し、城の周辺はほぼ半径五・六キロないし七・八キロの範囲に、城主支配圏シヤヤテとよばれる一円的領域支配圏を實力で確立したと、当該支配圏内部においては、中小荘園領主がこれらの城主の封臣に組み込まれたほか、城主は、バン領主として、自己所有の荘園農民以外に対しても、バン領主権を行使したこと、かかる独立バン領主の領域支配圏の確立を前提として、王権による全国統合が可能

となつたことが、その本旨のようである。そして、この場合、このようなバン領主が眞の封建領主として登場する前提の一つとして、とくにロベール・ラトゥーシェ Robert Latouche の近著⑩にみられるように、十世紀以前のフランスにおいても、保有農民の苛酷な賦役に依存する広大な領主直営地は、いわば大海における小島のごときものであり、いわゆる古典荘園はふつうに考えられるほど普遍的なものでなく、量的には、独立の小農民経営 (Les petites exploitations indépendantes) が圧倒的に優勢であつたことが強調される。独立小農民経営が圧倒的に優勢しており、古典荘園制的な大経営が稀であつたとすれば、眞の領主権力は、当然、荘園領主としてよりもむしろバン領主として確立することになるからである。このように考えてみると、ごく大ざつばな見とおしとしては、少くともフランスの場合、十、十一世紀に現実にバン領主が成立しているという事実から、バン領主と何らかのかわりあいのうえで、この時期に、集村化およびその一環としての商人定住がすすめられたとすることも、あながち絶対に不可能ではない。けだし、バン領主の成立と平行して、一般に、領主直営地が次第に解体し、農業生産および交通・運輸における畜力利用が強化されていることはしばらく措置、バン領主の領域支配圏のなかに組み込まれるかつての独立小農民経営なるものがあるいは、マーコン地方におけるアモー段階のそ

れに比定されるべき存在であるかもしれないし、パン領主の進出過程において、彼らが集村化への途を歩んだとすることも、可能性としてだけならば、許されてよいはずだからである。パン領主なる名稱のみなものと一つであるバナリテ banalite (使用強制) が、このころ、パン焼かまど、水車、ぶどう圧搾器などについて確立されているのも、中世農業革命の一環であるこうした諸施設のあらたな普及が、集村化を前提せざるを得ないという意味において、パン領主の登場と集村化の進展との関連性を、いくぶんかは指途するものであろう。

そうすると、さしあたり、ドイツの場合にも、集村化をおしすすめる契機の一つとして、パン領主の登場を考へることができるといふかが、われわれのさいごの問題になる。残念ながら、学界の現状では、ドイツに関しては、神聖ローマ皇帝権が必ずしもフランス王権と同質でないという事情とも相俟つて、解明の困難な集村化の問題を一応切りはなして、フランスと同じような見とおしを得ることは、それほど容易ではない。しかし、結論的にいえば、わたくしとしては、ドイツにおいてもまた、具体的な時期や普遍性の程度はともかくとして、すじみちとしては、パン領主による一元的領域支配圏が確立する過程において、集村化がおしすすめられていると予想したい。この場合のパン領主が、のちのいわゆる領邦君主と

いかなる関係をもつかは別問題として、ドイツ史においても、一般に、散在的な荘園支配とは一応別箇に、パン領主支配領域 *Pannbezirk* が、多少とも一円性をもつて成立していることは、ゼーリガー *G. Seeliger* ⑧ 以来の定説であるし、フランスの場合には、有力な世俗領主による、聖界荘園の一部または全部に対する *avoué* (代官) 職の獲得が、しばしばパン領主成立の直接的機縁になっているが、十一世紀のドイツで飛躍的に発展したとされている *フォークト Vogt* 制⑨もまた、フランスの *アヴェエ* と同じような意味をもつたとしても、少しもあやしむに足りない。中部ドイツの *グルントヘルシャフト Grundherrschaft* を研究した *リヒトゲ F. Lütge* ⑩は、いわゆる古典荘園制的な *ヴィリカティオン* 体制 *Villikationsverfassung* をもつ *グルントヘルシャフト* は、カロリング時代において、それほど普遍的なものでなく、大部分の *グルントヘルシャフト* は直管地を欠く小規模なものであるとしているが、このことは、われわれの見とおしでは、フランスにおけるパン領主成立の前提となつた、独立の小農民経営の圧倒的優勢という事実にも、あるていどは通ずるものであり、少くとも態勢的には、ドイツにおいてもまた、真の封建領主はパン領主でなければならなかつたことを指途するものではなからうか。かかる意味において、われわれは、ドイツの場合もまた、可能性を問題にするかぎり、生産力向上の集約的表現たる集村化の

進展こそ、真の領主権力たるバン領主を成立せしめる重要な契機であつたと考えたいのである。ドイツにおいては、フランスとくらへものにならないほど發展した都市自治権も、キーウイターヌやカストルムにおける複雑な領主關係が、単一なバン領主の出現によつて克服されたのちに、はじめて成立し得るのはいざからであり、その間において、集村化の一環としての商人定住が重要な意味を持ち得ることは、当然予測されるといふのである。

① 当時の農民住居は、密も、墟もなり、土中に穴を掘つてさうして睡るような簡単なものであつた。 Duby, *Histoire de la civilisation française* I, p. 11~12. 従つて、技術的には、集村化のための移住といつても、大したことはなから。

② Duby, *La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise*, Paris, 1953, p. 43, 78~79, 97~105, 138; *Délaçage, La vie rurale en Bourgogne, Mâcon*, 1942, p. 231~232, 240 sq. 387~388, 568 sq.

③ クリヒエー修道院のバン領域支配圏、クリヒエー修道院莊園の上に成立した他のバン領主の領域支配圏については、Duby, *op. cit.*, p. 681, Croquis VI. が参考になる。

④ Duby, *op. cit.*, p. 327~328. には、同一農民グループの支払う貢租のうち、バン領主に対するものの方が、莊園領主に対するものよりも大きい例を挙げている。従つて、生産力の向上がなければ、バン領主の抬頭は考えられなからことになり、ドゥビイ教授自身、筆者に対する私信で、このことをはつきりまとめ

てゐる。

④ バン領主権の發展過程において、農民の古い法的身分差が次第に無意味なものとなり、統一的農民身分（経済学的範疇での農奴）が成立するが、ここである農民の移動性の向上は、かかる事実の前提ともなるものである。

⑤ Duby, *op. cit.* 216 n. 3, p. 246~247. 参照。

⑥ PL 189, col. 1047~1054, *Dispositio Rei Familiaris Clu-niacensis*,

⑦ Duby, *op. cit.*, p. 437~462.

⑧ *Op. cit.*, p. 492~493.

⑨ *Op. cit.*, 456~457.

⑩ 木村尚三郎「フランス封建制の成立」〔法制史研究〕8)

⑪ Robert Latouche, *Les origines de l'économie occidentale*, Paris, 1956, p. 204~242. など。一〇〇〇年頃の平均収穫量が播種量の三倍で、農民は慢性栄養失調の状態にあつた (Duby, *Histoire de la civilisation française* I, p. 12~13) ことを考えると、いわゆる古典莊園が普遍的であるとは、どう

てい考えられなから。家内奴隷を包含する小農民経営が圧倒的であると想定される所以である。この小農民経営は、たゞちに小莊園経営である場合もあるし、また、莊園支配内における独立的単位でもあり得る。

⑫ 領主直營地の解体については、Marc Bloch, *Les caractères originiaux de l'histoire rurale française*, Paris, 1931, p. 95~104 (邦訳一三七—一四五頁)。畜力利用については、Latouche,

op. cit., p. 313~4; Duby, La révolution agricole médiévale.

⑭ ヨーロン地方では、史料上、ハンナリテは出てくるが、ハン領主が水車やパン焼かまどを設置して、使用料はとつてゐるが、使用強制は、史料的にはたしかめられぬ(Duby, La société, p. 324, n. 1)。なお、中世農業革命の特質は、それまでにすでに知られてゐたところの諸施設が、急速に普及した点にある(Duby, La révolution agricole médiévale)。それ以前の農民は、*maigre*、麦粉を牛乳で煮込んだ *bouillie* を常食としてゐた(Duby, Histoire de la civilisation française I, p. 14)。

⑮ G. Seeliger, Die soziale und politische Bedeutung der Grundherrschaft, 1903; A. Gasser, Entstehung und Ausbildung des Landeshoheit im Gebiete der schweizerischen Eidgenossenschaft, 1930.

⑯ ヨーロン地方のように、教会、修道院自体が有力なバン領主になつたのは例外である。これは、全く、神の平和運動の存在によるものである。拙稿「神の平和運動、バン領主、村落共同体」『西洋史学』41(参照)。ふつうは、城(シヤトー)の所有者たる城主(シヤトラン)が、バン領主になつたことから知られるように、聖界荘園に対するアヴェエ職の獲得が、重要な意味をもつ。この場合、アヴェエがバン領主、聖界領主が荘園領主である。もちろん、元来のアヴェエは文字どおり代理人であつたが、それが、われわれの対象とする時代には、實質的に聖界荘園領主をしのぐものとなつたのである。

⑰ たとえば、エルンスト・ヴェルナーによれば、いわゆるクリ

ニー修道院改革期の西南ドイツでは、高級貴族たちは若干の土地を修道院に寄進し、その代償として、修道院荘園のかなりの部分に対するフォークト権を獲得してゐる。Ernst Werner, Die gesellschaftlichen Grundlagen der Klosterreform im 11. Jahrhundert, Berlin, 1952, S. 5~21.

⑱ F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Berlin, Göttingen, Heidelberg, 1952, S. 44~67. この場合の小さな荘園経営は、それ自体が小農民経営であるか、そこに包含される小農民経営にかなりの独立性を与えるものか、いずれかである。

四 あとがき

以上において、ヨーロッパ中世都市の特異な発展を問題にしたわたくしは、都市成立の出発点となる商人定住なる現象が、決して孤立的に生起したものでなく、十一世紀のヨーロッパ社会における、領主および村落関係の大変動の一環としてあらわれている所以を、きわめて大きくは眺めてきた。そして、かかる変動の具体的あらわれであるバン領主の登場と集村化の進展が、一方では、いわゆる中世農業革命とでもいふべき現象を通じて、その後の都市の発展を約束づけるものとなつたこと、他方では、真の封建領主、真の村落共同体を産み出すことによつて、いわゆる封建社会の基本構造

をつくりだしたことを、おぼろげながら見とおしてきた。この場合、紙数の関係で本稿では触れることはできなかったが、かかる領主および村落関係の大変動が、同時に、古い複雑な農民の法的身分差を無意味なものたらしめて、あらたな統一的農民身分をつくりだし、経済学的範疇でのいわゆる一般「農奴」層を創出することによつて、封建社会の基底を形成したことも見逃せない。真の封建領主として登場するバン領主が、古い型の荘園領主とはかなり異なつた性格をもつたのと同じく、真の村落共同体に結集した農民は、アモーゾヴァイラー段階のそれとは別個に捉えられるべきものだからである。しかし、これらのことの詳細については別の機会にゆずり、ここでは、ヨーロッパ中世都市の特異な性格は、実は、商人定住にはじまる都市成立の時点が、同時に、本来の封建社会成立の時点ともなつていふことにもとづくもので、村落共同体の成立・発展と切りはなしては考えられないことを指摘するだけで、一応満足しておきたい。ヨーロッパといながらも、実際には、ドイツとフランスしか扱えなかつたのは、わたくし自身の能力の限界のためであるのももちろんであるが、また、少くともいわゆる中世の前半については、ウエ

ーバーのいう北欧都市の故地たる、ドイツとフランスは統一的に把握すべきであるという、わたくしのかねてからの持論によるものである。

（付記） 充分な実証をともなわずに、また、地域的差異を無視して、こうした大ざっぱな見とおしをたてることについては、ひとによつては異論もあるかもしれないが、わたくしは、「われわれは仮説の世界に在る Nous sommes dans le domaine de l'hypothèse」とのデュビイ教授の言葉にはげまされて、あえてノートを公開することにした。研究のいちじるしく細分化されている現在、こうした総合的把握も一面では必要だろうと考えているからである。本稿については、デュビイ教授のほか、会田雄次助教からも、種々の示唆と助言を得た。なお、本稿は、前川貞次郎教授を代表者とする、昭和三十三・三十四年度文部省科学研究費総合研究「変革期における政治権力と民衆」における、分担報告の一部をなすものである。

Lord and Village in the Feudal Society

—reconsideration of the study on Cities in the Middle Ages—

by

Toyoyuki Sabata

Many monographs of cities in the Middle Ages heretofore have had a solitary inclination in weak relations with other researching aspects in the history of the Middle Ages. As a trial to overcome this weakness, this article tries to explain the question in what relation the phenomena of the so-called 'Merchants' settlement', as a premise of the formation of European cities in the Middle Ages, were with the change of relation between lords and villages.

Our temporarily outline is as follows :

- 1) the phenomena of 'merchants' settlement' were more or less a link of the phenomena of 'collecting of villages' in the country, and its progress also was the forming process of real villages in the Middle Ages.
- 2) the fact that such a wide migration of peasants as led to 'merchants' settlement' and 'collecting of villages' was made possible was then due to the rapid rise of Ban-lords, or real feudal lords trying to establish a new single ruling sphere of territory, doubled over the former dispersed control of manors.

Certainly 'agrarian revolution in the Middle Ages', what we may call, to develop the agricultural power of production was the basis of these two changes.

Supplement for "A Note on the Problems of the *Yamataikoku* 邪馬臺国"

by

Kenji Maki

By supplementing my monograph in "*Kokushi-ronshu* 国史論集," the writer wants to explain the following problems in detail :

- 1) the reason why the *Yamato* 大和 theory cannot be accepted especially in phonology.